

指定居宅介護支援事業所 在宅介護支援センター白神荘運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う居宅介護支援事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な事業所を紹介し、利用者の選択に基づき、保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。事業所の紹介の際には前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画数が占める割合、前6月間に作成された居宅サービスに位置付けされた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業所により提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得ることとする。サービス事業所選択時には居宅支援事業所として、その選択理由を利用者及び家族に求めることが可能である。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- (3) 指定居宅介護支援事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、その他の指定居宅サービス事業所、介護保険施設等との連携に努める。利用者の入院時には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の病院に伝えるように家族に依頼する。
- (4) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称、所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 在宅介護支援センター 白神荘
- (2) 所在地 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元143番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 所長1名（特別養護老人ホーム白神荘園長と兼務）、管理者1名（主任介護支援専門員）
所長及び管理者は、この事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに

職員の監督指導に当たる。

(2) 介護支援専門員1名(管理者兼務)

介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業所との連絡調整、必要時の介護保険施設への照会等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 緊急時の場合、上記の時間以外でも対応できる体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

提供方法

- (1) 利用者の相談を受ける場所 自宅・医療機関等・事業所内の相談室等
- (2) 使用する課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 自宅・医療機関等・事業所内の相談室等
(テレビ電話装置等の活用含む)
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上(災害及び感染症等の通常と異なる場合は、厚生労働省の指示に従う。又、状況に応じてテレビ電話装置等の活用を含む)

内容

- (1) 面接調査
- (2) 居宅介護サービス計画の作成
- (3) 指定居宅サービス事業所・地域包括支援センターなどとの連絡調整等
- (4) 利用者が居宅において生活困難になった場合及び介護保険施設への入所を希望する場合の、介護保険施設等への照会

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者の負担は無料とする。(別紙1参照)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西目屋村とする。

(守秘義務について)

第9条 事業所、介護支援専門員及び職員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
また、職員でなくなった後においても、これらの者の情報を保守すべき旨を、職員と

の雇用契約の内容とする。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続する。

- 2 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議等での利用など正当な理由がある場合には、事前に文書により同意を得たうえで、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(緊急時、事故発生時における対応方法)

第10条 介護支援専門員は、現に居宅介護支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、事故等が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医、家族へ連絡を行うなどの必要な処置を講ずるとともに、所長、管理者及び居住地の市町村に報告するものとする。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害保険会社の査定に基づいて速やかに賠償するものとする。

このために在宅介護支援センター白神荘では、あらかじめ損害賠償保険に加入している。

(苦情・ハラスメント処理体制について)

第11条 居宅介護支援の提供について、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び受付窓口として介護支援専門員を充てるとともに、特別養護老人ホーム正面入口の事務室前及び在宅サービス事業所の入口に「皆様の声」(ご意見箱)を設置する。また、苦情は事業所の苦情処理委員会、法人が定めた第三者委員、市町村介護保険担当課、青森県国民健康保険団体連合会相談窓口、青森県運営適正化委員会にも申し送ることができる手順について説明し文書を配布する。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は、自らが居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又は、その家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定密着型サービスに対する苦情の国民健康保険連合会の申し立てに対して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するため及び、身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催とともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (4) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (5) 成年後見制度の利用促進
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(訪問介護サービスの妥当性に関する事項)

第13条 介護支援専門員は、居宅事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた居宅介護サービス費の総額が、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合が厚生労働大臣が定めた基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出るものとする。

(勤務体制の確保に関する事項)

第14条 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画継続に必要な措置を講じるものとする。介護支援専門員は計画を周知し、必要な研修及び訓練と見直しを定期的実施し、必要に応じて変更を行う。

(感染症の予防及び蔓延防止に関する事項)

第16条 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を策定し対策を検討する委員会を6月に1回以上開催し、その結果を周知する。また研修と訓練を定期的実施する。

(電磁的記録に関する事項)

第17条 居宅介護支援の提供にあたり、作成、保存他の書面を電磁的記録により代えることができるものとし、また、交付、説明、同意、承諾等は相手方の同意を得て電磁的方法によることができるものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第18条 居宅介護支援等の資質の向上のために、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等

の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。又、研修後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は復命を行うものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 関係機関の研修に年1回以上参加

2 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人つがる三和会と事業所の所長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年 4月1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

この規程は、平成18年 2月1日から施行する。

この規程は、平成18年 3月1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 9月1日から施行する。

この規定は、令和 2年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。